

(保 52)

平成 28 年 5 月 17 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本 純一

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

DPC 対象病院における費用の額の算定方法について、「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件」（平成 28 年厚生労働省告示第 211 号）が平成 28 年 4 月 19 日に告示され、同月 20 日付けで適用されることに伴い、厚生労働省保険局医療課長より別添のとおり通知されましたので、ご連絡申し上げます。

具体的には「04026x 肺高血圧性疾患」のうち手術・処置等 2 の 4 に「イロプロスト」が追加され、留意事項通知の診断群分類定義樹形図及び診断群分類定義表が改められました。詳細は添付資料をご参照ください。

<添付資料>

1. 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件
(厚生労働省告示第 211 号)
2. 「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について
(平 28.4.19 保医発 0419 第 4 号 厚生労働省保険局医療課長)

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第211号）が平成28年4月19日に告示され、同月20日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月18日保医発第0318第2号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 改正内容について

留意事項通知の診断群分類定義樹形図及び診断群分類定義表中、「04026x 肺高血圧性疾患」をそれぞれ別紙1及び別紙2のとおり改める。

2. 改正の概要について

「04026x 肺高血圧性疾患」のうち手術・処置等2の4に「イロプロスト」を追加する。

04026x	肺高血圧性疾患	
	040261	肺動脈性肺高血圧症
	040262	その他の二次性肺高血圧

手術・処置等 2
 1: 人工呼吸
 2: タダラフィル、シルデナフィルクエン酸塩
 3: ボセンタン水和物など
 4: プロスタグランジン12製剤（注射薬に限る。）など



